

## 共同監査協定書

甲  
乙

甲及び乙（以下「共同監査人」という。）は、平成 年 月 日付けの 株式会社（以下「委嘱者」という。）との間の監査及び四半期レビュー契約書に基づき、監査（内部統制監査を含む。）及び四半期レビューを共同して実施すること（以下「共同監査」という。）について、次のとおり協定する（注1）。

### 第1条（利害関係の確認）

共同監査人は、共同監査を行うに当たって、会社法所定の欠格事由のないこと、公認会計士法の業務制限に当たらないこと、金融商品取引法に定める特別の利害関係のないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則に基づく独立性の保持をそれぞれ確認する。

2. 共同監査人は、監査報告書や四半期レビュー報告書を提出するに当たり、その都度、特別の利害関係のないことと独立性の保持をそれぞれ確認する。

### 第2条（品質管理のシステムの確認）

共同監査人は、共同監査を行うに当たって（再任・更新の場合を含む。）他の共同監査人に対し、共同監査に関する品質管理の方針及び手続を実施していることをそれぞれ確認する。この確認に当たっては、相互に協力するものとする。

### 第3条（監査及び四半期レビュー実施上の合意）

共同監査人は、共同監査人間の監査及び四半期レビュー実施上の取扱いを決める必要が生じた場合には、共同監査人間で協議の上、双方の合意をもって決定する。

2. 合意内容は、原則として、書面をもって確認する。
3. 合意内容の変更についても、前2項の手続による。

### 第4条（監査及び四半期レビュー計画）

監査及び四半期レビュー計画は、共同監査人間で協議の上、双方の合意をもって決定する。

### 第5条（業務分担）

監査及び四半期レビュー業務の分担は、共同監査人間で協議の上、双方の合意をも

って決定する。

2. 監査及び四半期レビューの手法は、共同監査人が、相互に適切と認めるものによる。
3. 共同監査人は、分担外の監査及び四半期レビュー業務であっても、特に重要と判断する場合は、当該業務に参加することができる。
4. 監査意見及び四半期レビューの結論の表明のため必要な場合、共同監査人は、他方に対し追加手続の実施を求め、又は自ら追加手続を実施することができる。
5. 委嘱者との間の監査及び四半期レビュー業務に関する打合せ、協議等については、共同監査人は、監査及び四半期レビュー業務の分担にかかわらず、これに参加することができる。

#### 第6条（業務執行社員の変更）

共同監査人の双方又は一方が監査法人の場合、共同監査人は、業務執行社員の変更を行うとき、他の共同監査人と協議しなければならない。

#### 第7条（監査従事者）

共同監査人は、共同監査に従事させる者の資格及び氏名を他の共同監査人に通知するものとする。

#### 第8条（連絡担当者）

共同監査に関する共同監査人間の事務連絡は、原則として、次の者が担当する。

- 甲
- 乙

#### 第9条（意見又は結論の形成）

共同監査人は、共同監査上生じた問題について、他方のいかなる質問にも誠意をもって十分回答するように努めなければならない。

2. 共同監査人は、会計、監査、四半期レビュー及びそれらに関する報告事項について共同監査人間で意見又は結論が一致しない場合には、委嘱者への対応を含め、監査報告書や四半期レビュー報告書の提出前に十分に協議し意見又は結論の一致に至るよう努めるものとする。

#### 第10条（審査方法）

監査意見及び四半期レビューの結論は、共同監査人間で協議の上形成し、審査をそれぞれが経た後表明する。

2. 監査意見及び四半期レビューの結論に係る審査は、共同監査人がそれぞれの品質管理のシステムに従って実施し、その結果をそれぞれに通知する。

第11条（監査調書及び四半期レビュー調書の作成）

共同監査人は、監査調書及び四半期レビュー調書の作成に当たっては、監査基準委員会報告書230「監査調書」に規定する要件を充足しなければならない。

第12条（監査調書及び四半期レビュー調書の保管、査閲）

監査調書及び四半期レビュー調書は、共同監査人間で合意された期間を通じ、共同監査人が自己の作成又は入手した監査調書及び四半期レビュー調書につき、それぞれ保管するものとする。

2. 監査調書及び四半期レビュー調書の保管については、共同監査人は、前項の期間中、善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。
3. 共同監査人は、原則として、共同監査に関するすべての監査調書及び四半期レビュー調書を査閲し、複写することができる。

第13条（第三者の閲覧、複写）

共同監査人は、第三者から共同監査に関連して監査調書及び四半期レビュー調書の閲覧若しくは複写又は情報の提供を要求された場合には、速やかに、その対応について他の共同監査人と協議し、適切な対応を行うものとする。

第14条（固有・独占的情報）

共同監査人は、共同監査に関連して知り得た他の共同監査人固有の又は独占的情報等（監査及び四半期レビュー手法を含む。）を正当な理由なく、他に漏らし、又は盗用してはならない（注2）。

第15条（報酬及び費用）

報酬は、次のとおりである。

2. 監査及び四半期レビューに要する費用（委嘱者が負担するものを除く。）は、共同監査人が次のとおり負担するものとする。

第16条（応訴等に関する協力）

共同監査人は、共同監査に関連して法的手段の行使等を受けた場合、これに対する

防御のために相互に協力しなければならない。

第17条（損失の分担）

共同監査に関連して共同監査人が損失を被ることとなった場合の当該損失は、共同監査人間で十分に協議の上分担するものとする。

第18条（保険への加入）

共同監査人は、相互に適当と認める職業損害賠償責任保険に加入するものとする。

第19条（協定の改訂）

本協定について改訂の申出があったときは、共同監査人間で協議して決定するものとする。

第20条（その他）

本協定書に記載がない事項で、公認会計士法その他の法令及び日本公認会計士協会倫理規則並びに監査基準、監査に関する品質管理基準及び日本公認会計士協会が公表する監査関係の委員会報告書等については、共同監査人においてこれを遵守しなければならない。

2. 共同監査人間において協議すべき事項が生じた場合には、お互いに誠意をもって速やかに適切な対応をとるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

事務所所在地

甲

事務所所在地

乙

（注1）共同監査人がそれぞれ個別の監査及び四半期レビュー契約書を作成する場合は、「甲及び乙（以下「共同監査人」という。）は、株式会社（以下「委嘱者」という。）と甲との平成 年 月 日付け監査及び四半期レビュー契約及び委嘱者と乙との平成 年 月 日付け監査及び四半期レビュー契約を前提に、監査（内部統制監査を含む。）及び四半期レビューを共同して実施すること（以下「共同監査」という。）について、次のとおり協定する。」とする。

（注2）なお、第14条に正当な理由の記載を追加することも考えられる。正当な理由としては、次の場合等が想定される。

- 一 共同監査人のいずれかが、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 共同監査人のいずれかが、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合
- 三 共同監査人のいずれかが、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 四 共同監査人のいずれかが、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合
- 五 共同監査人のいずれかが、訴訟、調停及び審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合